

損害賠償金の支払いを求める文書にご注意ください（注意喚起）

この間、様々な団体・施設に対し、損害賠償金の支払いを求める文書が送られている。茨城県保険医協会にも3月中旬、FAXで『【最終警告】損害賠償金お支払いのお願い』というタイトルの文書が送られてきた。差出人は東京に実在する弁護士事務所「法律事務所 Steadiness」。会員医療機関からも同様の報告が寄せられていた。

この件に関して、3月15日付で第一東京弁護士会がホームページ上で「お知らせ」を発表。

その内容として、第一東京弁護士会所属「法律事務所 Steadiness 唐澤貴洋氏」の名前で文書により金銭の支払が要求される事案が発生していること、同会の調査によれば、唐澤弁護士が文書を作成および送付した事実はなく、何者かが、同弁護士の名前を騙って虚偽内容の文書を送付した悪質な事案であると考えていることが記載されている。お知らせでは、「全身に覚えのない文書（下記参照）を受け取った場合には、金銭の支払いをすることなく、同弁護士に対する個別の問合せについてもお控え頂きたい」と説明している。



【最終警告】損害賠償金お支払いのお願い

早春の折、貴社におかれましてはますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度は過日東京地裁にて請求が認められました損害賠償金が未払となっていることについてご連絡差し上げました。

当職が原告代理人を務めました東京地方裁判所令和4年（ワ）第40298号にて貴社に対する金300万円の損害賠償請求が認められましたが、令和5年3月14日現在お支払いいただけておりません。

もし3月20日までに指定の当法律事務所の銀行口座までお支払いいただけない場合、同地裁に強制執行の申立を行わざるを得ませんので、どうか早急にご対応くださいますようお願いいたします。

皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

振込先口座

金融機関名：三菱UFJ銀行

支店名：湘南台支店(509)

預金種別：普通

口座番号：0402479

口座名義：唐澤貴洋（カラサワ タカヒロ）

法律事務所Steadiness

〒108-0073 東京都港区三田2丁目2-15 三田綱町デュプレックスR's301

TEL:03-6435-8073

弁護士唐澤貴洋弁護士

※お電話の際、自動応答メッセージが流れた場合はお手数をおかけしますが、当法律事務所まで直接ご来所ください。

唐澤貴洋